

随意契約結果(物品等)

第2四半期分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	市岡工営所上之宮出張所 事務室空調設備修繕	設備修繕	ダイキン工業(株)	¥1,999,800	7月1日	2号	G 3	—
2	市岡工営所受電設備修繕 (緊急)	設備修繕	(株)電研エンジニアリング	¥1,980,000	7月15日	5号及び6号	G 2 3 及び G 2 8	—
3	市岡工営所エレベーター 設備修繕(緊急)	建物修繕	フジテック(株)	¥1,793,000	7月8日	5号及び6号	G 2 3 および G 2 8	—
4	大阪市駐車場共通プリペ イドカードリーダー 買 入	19産業用機 器	アマノ(株)	¥1,650,000	8月18日	2号	G 4	—
5	扇町公園事務所車庫兼資 材倉庫用電動シャッター 修繕	設備修繕	文化シャッターサー ビス(株)	¥1,705,000	8月3日	2号	G 3	—
6	令和4年度 南部方面管 理事務所管理棟空調設備 冷温水循環ポンプ修繕	設備修繕	川本サービス(株) 大阪支店	¥1,067,000	8月3日	2号	G 3	—
7	令和4年度 南部方面管理 事務所管理棟空調設備冷却 塔修繕	設備修繕	三菱電機ビルソリュー ションズ(株)関西支 社	¥1,053,800	8月5日	2号	G 3	—
8	再生アスファルト混合物 (東部)第3四半期(道 路)概算買入-2(緊急)	41石類	(株)共豊興業	¥1,914,440	9月28日	5号	G 2 3	—
9	令和4年度 南部方面管理 事務所管理棟空調設備ガス 吸収冷温水機修繕	設備修繕	パナソニック産機シ ステムズ(株)	¥1,985,500	9月15日	2号	G 3	—
10	平野工営所電気室排気ファ ン修繕(緊急)	設備修繕	(株)荏原製作所	¥1,463,000	9月14日	2号及び5号	G 3 及び G 2 3	—

随意契約理由書

1 案件名称

市岡工営所上之宮出張所事務室空調設備修繕

2 契約の相手方

ダイキン工業（株）

3 随意契約理由

本件は、市岡工営所上之宮出張所事務室の空調設備が故障したため、修繕を行うものである。

同空調設備が稼働しない状況では、室内の温度を一定に保つことができず、また高温の室内では業務に適した環境を維持することができないことから、職員の安全衛生上の観点からも、修繕する必要がある。

同設備は、ダイキン工業株式会社が製作しており、取替部品も他社では製作していない。また修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所市岡工営所

随意契約理由書

1 案件名称

市岡工営所受電設備修繕（緊急）

2 契約相手方

株式会社 電研エンジニアリング

3 随意契約理由

本件は、市岡工営所の引き込み受電ケーブルの絶縁体が劣化しており漏電状態にあることが判明したため修繕を行うものである。

電気工作物保守点検により市岡工営所に引き込む受電ケーブルについて、市岡工営所内にある敷地内の受電ケーブル用のハンドホール（地中に埋設する受電ケーブルなどの敷設・修理のために設ける柵）に雨水などが滞留することにより絶縁体が劣化し漏電状態にあることが判明した。

漏電状態を放置すると市岡工営所庁舎内の全電気系統に重大な影響を及ぼし、工営所業務に支障をきたすことから早急に修繕する必要がある。

なお、業者選定にあたっては、市岡工営所の電気工作物保守点検受託者であり部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 6 号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所市岡工営所

随意契約理由書

1 案件名称

市岡工営所エレベーター設備修繕（緊急）

2 契約の相手方

フジテック株式会社

3 随意契約理由

本件は、エレベーター関連設備である機械室内の換気扇が故障しているため、修繕を行うものである。

当該設備が稼働しないままであれば、油圧式エレベーターの作動油の温度が上昇しエレベーター停止の原因となるため早急に修繕が必要である。

なお、本工営所のエレベーターは一基であるため、停止すると3階の占用許可受付窓口への来庁者にも影響を及ぼすこととなるからも早急に修繕する必要がある。

なお、業者選定にあたっては、当該施設の定期点検委託業者であり本市入札参加有資格者名簿において機械器具設置工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号及び第6号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所市岡工営所

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市駐車場共通プリペイドカードリーダー 買入

2 契約の相手方

アマノ株式会社

3 随意契約理由

本物品は、大阪市営駐車場の利用料金徴収時に大阪市駐車場共通プリペイドカードを読み取るためのカードリーダー機器である。本機器の法定耐用年数は5年であるが、豊崎地下駐車場内において既に設置後10年以上が経過し、機器自体の経年劣化による大阪市駐車場共通プリペイドカードの読み取り不良等が発生し、駐車場利用客に多大な迷惑をかけている。

したがって、駐車場運営や駐車場利用客の円滑な運用を維持するため、本機器の買入れを行うものである。

本機器については、大阪市駐車場共通プリペイドカードを導入するにあたりオムロン株式会社の独自技術にて開発されたものであり、当該会社の製品でなければ現在のプリペイドカードが使用できないため、他社からは調達することができない。

なお、本機器の製作および販売は、オムロン株式会社より上記業者に平成14年から駐車場設備事業の営業権を譲渡されている。

以上のことから、本機器の製作および販売が出来る業者は上記業者のみであるため、随意契約をするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局道路河川部調整課

随意契約理由書

1 案件名称

扇町公園事務所車庫兼資材倉庫用電動シャッター修繕

2 契約の相手方

文化シャッターサービス株式会社

3 随意契約理由

本件は、当事務所敷地内にある車庫兼資材倉庫用電動シャッターの開閉に不具合が生じているため、修繕を行うものである。

当該倉庫には公園維持管理作業に必要な車両および資材等が保管されており、このままシャッターの開閉ができない状態では、施錠不良による盗難の恐れがあり、倉庫内に保管している物品が適正に管理できず、市民生活に直結する公園の維持管理業務に支障をきたすことから、修繕を行うものである。

本設備は、上記業者が設計製作したもので、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所扇町公園事務所

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 南部方面管理事務所管理棟空調設備冷温水循環ポンプ修繕

2 契約の相手方

川本サービス(株)大阪支店

3 随意契約理由

今回修繕する冷温水循環ポンプは、当事務所管理棟空調設備の冷温水を庁舎内室内機に循環させる設備であるが、主軸が摩耗、損傷して異音を発し、性能が著しく低下しており、同空調設備が正常に稼働しないため室内の温度を一定に保つことができず、安全かつ適正な庁舎管理ができないため、修繕を行うものである。

本設備は、(株)川本製作所が設計製作したもので、取替部品も他社で製作しておらず、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

従って、製造業者よりサービス業務を委任されている上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所管理課

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 南部方面管理事務所管理棟空調設備冷却塔修繕

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支社

3 随意契約理由

今回、修繕する空調設備は、南部方面管理事務所管理棟の建築付帯設備であり、管理棟の執務室系統および会議室系統等に使用しているが、長年の使用により、温度センサーやファンベルトが老朽化し温度調節ができなくなり冷房機能が著しく低下している状況になっている。

管理棟の執務室は、市民や業者等が各種申請及び相談や打合せで日々多数来庁しており、このままでは市民サービスを低下させることとなり業務の執行に支障をきたすため修繕を要する。

本設備は、三菱電機（株）が設計製作したもので、取替え部品も他社で製作しておらず、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕は、部品の調達及び修繕を迅速に対応でき、三菱電機（株）から冷却塔の修理、点検等のアフターサービス業務を移管されている上記業者に随意契約方を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所管理課

随意契約理由書

1 案件名称

再生アスファルト混合物（東部）第3四半期（道路）概算買入－2（緊急）

2 契約相手方

株式会社 共豊興業

3 随意契約理由

本材料は、東部方面管内（城東区・都島区・旭区・鶴見区・生野区・東成区・天王寺区）の道路維持管理に常時必要となる直営材料である。

今般、本業務の受注者を選定すべく本年9月12日に事後審査型制限付一般競争入札を執行したところ、入札参加者が0者だったため契約に至らず、今後、入札に付し受注者を選定する場合、入札に要する期間を考慮すると最も早期に実施できるのが12月となり、その間の適切な道路管理が行えないことから、至急、契約する必要がある。

なお、受注者の選定にあたっては、本市入札参加資格（41石類）を有し、かつ過去5年間に於いて本業務の履行実績のある事業者へ比較見積を行い、最も安価な価格を提示した事業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

建設局企画部工務課

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 南部方面管理事務所管理棟空調設備ガス吸収冷温水機修繕

2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ（株）

3 随意契約理由

本件は、南部方面管理事務所管理棟の建築付帯設備であるガス吸収冷温水機において、冷却水系機器等の経年劣化による機能低下が著しく、真空状態が保たれないことで冷水が作り出されず室温調整ができないため、修繕を行うものである。

本設備は、パナソニック産機システムズ（株）が設計製作したもので、取替部品も他社で製作しておらず、設計製作者独自の技術も必要とする。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要もある。

よって、本修繕の部品の調達及び修繕を迅速に対応でき、保守サービスを行えるのは、上記業者のみであるため随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所管理課

随意契約理由書

1 案件名称

平野工営所電気室排気ファン修繕（緊急）

2 契約相手方

株式会社荏原製作所

3 随意契約理由

本件は、当事務所地下階電気室に設置している排気ファンが作動していない状態あることが判明した為、モーター及び周辺機器を取替え修繕するものである。

当該設備は電気室の温度湿度を調整するためのものであり、排気ファンが正常に作動しない状態では、給気ファンのみの運転となるため設備の動作環境が悪くなり、電気室内が高温多湿となってしまう。このまま放置すると停電や設備が故障する可能性がある。

電気設備の故障は自家発電設備も含め庁舎のすべての電力供給ができなくなり、照明、空調、通信設備が使えなくなることから、市民からの通報や申請に対応できなくなり、道路の維持管理や道路占用許可受付業務等工営所業務そのものができるなくなる。また、復旧についても、相当の時間と経費が生じ市民サービスに多大な影響を及ぼすことから、早急に修繕を行う必要がある。

なお、本設備については、上記業者が製造したものであり、取扱い部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所平野工営所